

議案第11号

朝来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
朝来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

人事院勧告に準じ、一般職に属する職員の給料表及び各種手当の改定等その給与制度を時代の要請に即したものとするため、関係条例について所要の整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(朝来市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(昇給) 第11条 (略) 2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 3～6 (略) <u>(扶養手当)</u> 第14条 (略) 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)～(5) (略)</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項にお	(昇給) 第11条 (略) 2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給<u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給)</u>とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 3～6 (略) <u>(扶養手当)</u> 第14条 (略) 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)～(6) (略)</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのい

いて「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

ずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項

第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子

(地域手当)

第15条の2 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第17条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合

となった場合

(地域手当)

第15条の2 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の5を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第17条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤

の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (次項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 (1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4～7 （略）

（単身赴任手当）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、第2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 （略）

（単身赴任手当）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 国又は他の地方公共団体の職員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、第2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第25条の2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、その職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第25条の2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、その職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第29条の2 第10条、第11条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1（第7条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>

第29条の2 第10条、第11条、第14条、第15条及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1（第7条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>

14	202, 700	248, 600	<u>278, 700</u>	<u>317, 000</u>	<u>343, 100</u>	<u>376, 500</u>	<u>430, 000</u>
15	204, 400	249, 800	<u>280, 000</u>	<u>318, 600</u>	<u>344, 700</u>	<u>378, 400</u>	<u>431, 300</u>
16	206, 100	251, 000	<u>281, 200</u>	<u>320, 200</u>	<u>346, 200</u>	<u>380, 200</u>	<u>432, 500</u>
17	207, 400	252, 100	<u>282, 500</u>	<u>321, 700</u>	<u>347, 600</u>	<u>381, 700</u>	<u>433, 700</u>
18	209, 000	253, 200	<u>283, 800</u>	<u>323, 400</u>	<u>349, 300</u>	<u>383, 500</u>	<u>435, 000</u>
19	210, 600	254, 300	<u>285, 000</u>	<u>325, 000</u>	<u>350, 900</u>	<u>385, 200</u>	<u>436, 300</u>
20	212, 100	255, 400	<u>286, 200</u>	<u>326, 600</u>	<u>352, 500</u>	<u>386, 800</u>	<u>437, 500</u>
21	213, 600	256, 400	<u>287, 300</u>	<u>328, 000</u>	<u>353, 700</u>	<u>388, 500</u>	<u>438, 700</u>
22	215, 200	257, 400	<u>288, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>355, 200</u>	<u>389, 900</u>	<u>439, 500</u>
23	216, 800	258, 400	<u>289, 800</u>	<u>331, 400</u>	<u>356, 700</u>	<u>391, 300</u>	<u>440, 300</u>
24	218, 400	259, 400	<u>291, 100</u>	<u>333, 000</u>	<u>358, 200</u>	<u>392, 700</u>	<u>441, 100</u>
25	220, 000	260, 400	<u>292, 400</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 900</u>	<u>394, 100</u>	<u>441, 700</u>
26	221, 700	261, 300	<u>293, 400</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 700</u>	<u>395, 300</u>	<u>442, 300</u>
27	223, 000	262, 200	<u>294, 400</u>	<u>337, 800</u>	<u>363, 400</u>	<u>396, 500</u>	<u>442, 900</u>
28	224, 300	263, 100	<u>295, 500</u>	<u>339, 400</u>	<u>365, 100</u>	<u>397, 500</u>	<u>443, 500</u>
29	225, 600	263, 900	<u>296, 600</u>	<u>340, 900</u>	<u>366, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>444, 200</u>
30	226, 700	264, 700	<u>297, 800</u>	<u>342, 500</u>	<u>367, 800</u>	<u>399, 800</u>	<u>445, 000</u>
31	227, 800	265, 500	<u>298, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>400, 900</u>	<u>445, 400</u>
32	228, 900	266, 300	<u>300, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>370, 400</u>	<u>402, 000</u>	<u>446, 100</u>
33	230, 000	267, 000	<u>301, 300</u>	<u>347, 400</u>	<u>371, 500</u>	<u>402, 700</u>	<u>446, 600</u>
34	231, 100	267, 800	<u>302, 600</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>403, 400</u>	<u>447, 000</u>
35	232, 200	268, 600	<u>303, 900</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>447, 400</u>
36	233, 300	269, 300	<u>305, 200</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>404, 800</u>	<u>447, 800</u>
37	234, 400	270, 000	<u>306, 500</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>405, 400</u>	<u>448, 200</u>

14	202, 700	248, 600	<u>274, 300</u>	<u>305, 700</u>	<u>330, 000</u>	<u>356, 900</u>	<u>402, 000</u>
15	204, 400	249, 800	<u>275, 300</u>	<u>306, 700</u>	<u>331, 700</u>	<u>358, 500</u>	<u>404, 200</u>
16	206, 100	251, 000	<u>276, 400</u>	<u>307, 900</u>	<u>333, 400</u>	<u>360, 100</u>	<u>406, 500</u>
17	207, 400	252, 100	<u>277, 400</u>	<u>309, 100</u>	<u>335, 000</u>	<u>361, 700</u>	<u>408, 300</u>
18	209, 000	253, 200	<u>278, 700</u>	<u>310, 700</u>	<u>336, 700</u>	<u>363, 500</u>	<u>410, 200</u>
19	210, 600	254, 300	<u>280, 000</u>	<u>312, 300</u>	<u>338, 400</u>	<u>365, 000</u>	<u>412, 100</u>
20	212, 100	255, 400	<u>281, 200</u>	<u>313, 900</u>	<u>340, 000</u>	<u>366, 600</u>	<u>413, 900</u>
21	213, 600	256, 400	<u>282, 500</u>	<u>315, 400</u>	<u>341, 500</u>	<u>368, 000</u>	<u>415, 700</u>
22	215, 200	257, 400	<u>283, 800</u>	<u>317, 000</u>	<u>343, 100</u>	<u>369, 600</u>	<u>417, 500</u>
23	216, 800	258, 400	<u>285, 000</u>	<u>318, 600</u>	<u>344, 700</u>	<u>371, 200</u>	<u>419, 300</u>
24	218, 400	259, 400	<u>286, 200</u>	<u>320, 200</u>	<u>346, 200</u>	<u>372, 700</u>	<u>421, 100</u>
25	220, 000	260, 400	<u>287, 300</u>	<u>321, 700</u>	<u>347, 600</u>	<u>374, 600</u>	<u>422, 700</u>
26	221, 700	261, 300	<u>288, 500</u>	<u>323, 400</u>	<u>349, 300</u>	<u>376, 500</u>	<u>424, 200</u>
27	223, 000	262, 200	<u>289, 800</u>	<u>325, 000</u>	<u>350, 900</u>	<u>378, 400</u>	<u>425, 700</u>
28	224, 300	263, 100	<u>291, 100</u>	<u>326, 600</u>	<u>352, 500</u>	<u>380, 200</u>	<u>427, 200</u>
29	225, 600	263, 900	<u>292, 400</u>	<u>328, 000</u>	<u>353, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>428, 700</u>
30	226, 700	264, 700	<u>293, 400</u>	<u>329, 700</u>	<u>355, 200</u>	<u>383, 500</u>	<u>430, 000</u>
31	227, 800	265, 500	<u>294, 400</u>	<u>331, 400</u>	<u>356, 700</u>	<u>385, 200</u>	<u>431, 300</u>
32	228, 900	266, 300	<u>295, 500</u>	<u>333, 000</u>	<u>358, 200</u>	<u>386, 800</u>	<u>432, 500</u>
33	230, 000	267, 000	<u>296, 600</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 900</u>	<u>388, 500</u>	<u>433, 700</u>
34	231, 100	267, 800	<u>297, 800</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>435, 000</u>
35	232, 200	268, 600	<u>298, 900</u>	<u>337, 800</u>	<u>363, 400</u>	<u>391, 300</u>	<u>436, 300</u>
36	233, 300	269, 300	<u>300, 100</u>	<u>339, 400</u>	<u>365, 100</u>	<u>392, 700</u>	<u>437, 500</u>
37	234, 400	270, 000	<u>301, 300</u>	<u>340, 900</u>	<u>366, 500</u>	<u>394, 100</u>	<u>438, 700</u>

	38	235, 400	270, 800	<u>307, 800</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>406, 000</u>	<u>448, 600</u>		38	235, 400	270, 800	<u>302, 600</u>	<u>342, 500</u>	<u>367, 800</u>	<u>395, 300</u>	<u>439, 500</u>
	39	236, 400	271, 600	<u>309, 100</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>406, 500</u>	<u>449, 000</u>		39	236, 400	271, 600	<u>303, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>396, 500</u>	<u>440, 300</u>
	40	237, 300	272, 300	<u>310, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>406, 900</u>	<u>449, 300</u>		40	237, 300	272, 300	<u>305, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>370, 400</u>	<u>397, 500</u>	<u>441, 100</u>
	41	238, 200	273, 000	<u>311, 700</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>449, 600</u>		41	238, 200	273, 000	<u>306, 500</u>	<u>347, 400</u>	<u>371, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>441, 700</u>
	42	239, 100	273, 800	<u>313, 000</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>450, 000</u>		42	239, 100	273, 800	<u>307, 800</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>399, 800</u>	<u>442, 300</u>
	43	239, 900	274, 600	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>		43	239, 900	274, 600	<u>309, 100</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>400, 900</u>	<u>442, 900</u>
	44	240, 700	275, 300	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>		44	240, 700	275, 300	<u>310, 400</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>402, 000</u>	<u>443, 500</u>
	45	241, 400	276, 000	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>		45	241, 400	276, 000	<u>311, 700</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>402, 700</u>	<u>444, 200</u>
	46	242, 000	276, 700	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>			46	242, 000	276, 700	<u>313, 000</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>403, 400</u>	<u>445, 000</u>
	47	242, 600	277, 400	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>			47	242, 600	277, 400	<u>314, 300</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>404, 100</u>	<u>445, 400</u>
	48	243, 200	278, 100	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>			48	243, 200	278, 100	<u>315, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>404, 800</u>	<u>446, 100</u>
	49	243, 800	278, 800	<u>321, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>409, 500</u>			49	243, 800	278, 800	<u>316, 300</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>405, 400</u>	<u>446, 600</u>
	50	244, 400	279, 500	<u>322, 700</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>409, 800</u>			50	244, 400	279, 500	<u>317, 600</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>406, 000</u>	<u>447, 000</u>
	51	245, 000	280, 200	<u>323, 900</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>410, 100</u>			51	245, 000	280, 200	<u>318, 900</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>406, 500</u>	<u>447, 400</u>
	52	245, 500	280, 900	<u>325, 100</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>410, 400</u>			52	245, 500	280, 900	<u>320, 200</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>406, 900</u>	<u>447, 800</u>
	53	246, 000	281, 500	<u>326, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>410, 600</u>			53	246, 000	281, 500	<u>321, 400</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>448, 200</u>
	54	246, 400	282, 200	<u>327, 500</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>410, 900</u>			54	246, 400	282, 200	<u>322, 700</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>407, 500</u>	<u>448, 600</u>
	55	246, 700	282, 800	<u>328, 600</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>411, 200</u>			55	246, 700	282, 800	<u>323, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>407, 800</u>	<u>449, 000</u>
	56	247, 000	283, 500	<u>329, 700</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>411, 500</u>			56	247, 000	283, 500	<u>325, 100</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>408, 100</u>	<u>449, 300</u>
	57	247, 300	284, 100	<u>330, 400</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>411, 700</u>			57	247, 300	284, 100	<u>326, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>408, 400</u>	<u>449, 600</u>
	58	247, 600	284, 800	<u>331, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>412, 000</u>			58	247, 600	284, 800	<u>327, 500</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>408, 700</u>	<u>450, 000</u>
	59	247, 900	285, 400	<u>332, 000</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>412, 300</u>			59	247, 900	285, 400	<u>328, 600</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>409, 000</u>	<u>450, 300</u>
	60	248, 200	286, 100	<u>332, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>412, 500</u>			60	248, 200	286, 100	<u>329, 700</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>409, 300</u>	<u>450, 600</u>
	61	248, 500	286, 700	<u>333, 600</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>412, 700</u>			61	248, 500	286, 700	<u>330, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>409, 500</u>	<u>450, 900</u>

62	248, 800	287, 400	<u>334, 000</u>	<u>375, 100</u>	<u>391, 300</u>	<u>413, 000</u>
63	249, 100	288, 000	<u>334, 600</u>	<u>375, 700</u>	<u>391, 800</u>	<u>413, 300</u>
64	249, 400	288, 500	<u>335, 300</u>	<u>376, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>413, 500</u>
65	249, 700	289, 000	<u>336, 100</u>	<u>376, 600</u>	<u>392, 700</u>	<u>413, 700</u>
66	250, 000	289, 600	<u>336, 800</u>	<u>377, 200</u>	<u>393, 100</u>	<u>414, 000</u>
67	250, 300	290, 100	<u>337, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>414, 300</u>
68	250, 600	290, 700	<u>338, 100</u>	<u>378, 500</u>	<u>393, 900</u>	<u>414, 500</u>
69	250, 900	291, 200	<u>338, 600</u>	<u>378, 900</u>	<u>394, 200</u>	<u>414, 700</u>
70	251, 200	291, 700	<u>339, 200</u>	<u>379, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>415, 000</u>
71	251, 500	292, 300	<u>339, 700</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>415, 300</u>
72	251, 800	292, 900	<u>340, 300</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>415, 500</u>
73	252, 100	293, 400	<u>340, 600</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>415, 700</u>
74	252, 400	293, 900	<u>341, 100</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>	
75	252, 700	294, 300	<u>341, 500</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>	
76	253, 000	294, 600	<u>341, 900</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>	
77	253, 300	294, 800	<u>342, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>	
78	253, 600	295, 100	<u>342, 800</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>	
79	253, 900	295, 300	<u>343, 300</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>	
80	254, 200	295, 600	<u>343, 800</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>	
81	254, 500	295, 800	<u>344, 100</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>	
82	254, 800	296, 000	<u>344, 500</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>	
83	255, 100	296, 300	<u>344, 900</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>	
84	255, 400	296, 500	<u>345, 300</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>	
85	255, 700	296, 800	<u>345, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>	

62	248, 800	287, 400	<u>331, 300</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>409, 800</u>
63	249, 100	288, 000	<u>332, 000</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>410, 100</u>
64	249, 400	288, 500	<u>332, 800</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>410, 400</u>
65	249, 700	289, 000	<u>333, 600</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>410, 600</u>
66	250, 000	289, 600	<u>334, 000</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>410, 900</u>
67	250, 300	290, 100	<u>334, 600</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>411, 200</u>
68	250, 600	290, 700	<u>335, 300</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>411, 500</u>
69	250, 900	291, 200	<u>336, 100</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>411, 700</u>
70	251, 200	291, 700	<u>336, 800</u>	<u>375, 100</u>	<u>391, 300</u>	<u>412, 000</u>
71	251, 500	292, 300	<u>337, 500</u>	<u>375, 700</u>	<u>391, 800</u>	<u>412, 300</u>
72	251, 800	292, 900	<u>338, 100</u>	<u>376, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>412, 500</u>
73	252, 100	293, 400	<u>338, 600</u>	<u>376, 600</u>	<u>392, 700</u>	<u>412, 700</u>
74	252, 400	293, 900	<u>339, 200</u>	<u>377, 200</u>	<u>393, 100</u>	<u>413, 000</u>
75	252, 700	294, 300	<u>339, 700</u>	<u>377, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>413, 300</u>
76	253, 000	294, 600	<u>340, 300</u>	<u>378, 500</u>	<u>393, 900</u>	<u>413, 500</u>
77	253, 300	294, 800	<u>340, 600</u>	<u>378, 900</u>	<u>394, 200</u>	<u>413, 700</u>
78	253, 600	295, 100	<u>341, 100</u>	<u>379, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>414, 000</u>
79	253, 900	295, 300	<u>341, 500</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>414, 300</u>
80	254, 200	295, 600	<u>341, 900</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>414, 500</u>
81	254, 500	295, 800	<u>342, 300</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>414, 700</u>
82	254, 800	296, 000	<u>342, 800</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>	<u>415, 000</u>
83	255, 100	296, 300	<u>343, 300</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>	<u>415, 300</u>
84	255, 400	296, 500	<u>343, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>	<u>415, 500</u>
85	255, 700	296, 800	<u>344, 100</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>	<u>415, 700</u>

86	256, 000	297, 100	<u>346, 000</u>
87	256, 300	297, 400	<u>346, 400</u>
88	256, 600	297, 700	<u>346, 800</u>
89	256, 900	298, 000	<u>347, 000</u>
90	257, 200	298, 300	<u>347, 400</u>
91	257, 500	298, 600	<u>347, 800</u>
92	257, 800	299, 000	<u>348, 200</u>
93	258, 100	299, 200	<u>348, 400</u>
94		299, 400	<u>348, 800</u>
95		299, 700	<u>349, 200</u>
96		300, 100	<u>349, 500</u>
97		300, 300	<u>349, 800</u>
98		300, 600	<u>350, 200</u>
99		301, 000	<u>350, 600</u>
100		301, 400	<u>351, 000</u>
101		301, 600	<u>351, 500</u>
102		301, 900	<u>351, 900</u>
103		302, 200	<u>352, 300</u>
104		302, 500	<u>352, 700</u>
105		302, 700	<u>353, 200</u>
106		303, 000	<u>353, 600</u>
107		303, 300	<u>353, 900</u>
108		303, 600	<u>354, 200</u>
109		303, 800	<u>354, 700</u>

86	256, 000	297, 100	<u>344, 500</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>
87	256, 300	297, 400	<u>344, 900</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>
88	256, 600	297, 700	<u>345, 300</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>
89	256, 900	298, 000	<u>345, 600</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>
90	257, 200	298, 300	<u>346, 000</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>
91	257, 500	298, 600	<u>346, 400</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>
92	257, 800	299, 000	<u>346, 800</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>
93	258, 100	299, 200	<u>347, 000</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>
94		299, 400	<u>347, 400</u>		
95		299, 700	<u>347, 800</u>		
96		300, 100	<u>348, 200</u>		
97		300, 300	<u>348, 400</u>		
98		300, 600	<u>348, 800</u>		
99		301, 000	<u>349, 200</u>		
100		301, 400	<u>349, 500</u>		
101		301, 600	<u>349, 800</u>		
102		301, 900	<u>350, 200</u>		
103		302, 200	<u>350, 600</u>		
104		302, 500	<u>351, 000</u>		
105		302, 700	<u>351, 500</u>		
106		303, 000	<u>351, 900</u>		
107		303, 300	<u>352, 300</u>		
108		303, 600	<u>352, 700</u>		
109		303, 800	<u>353, 200</u>		

		110		304, 200							110		304, 200	<u>353, 600</u>				
		111		304, 600							111		304, 600	<u>353, 900</u>				
		112		304, 900							112		304, 900	<u>354, 200</u>				
		113		305, 100							113		305, 100	<u>354, 700</u>				
		114		305, 300							114		305, 300					
		115		305, 600							115		305, 600					
		116		306, 000							116		306, 000					
		117		306, 200							117		306, 200					
		118		306, 400							118		306, 400					
		119		306, 700							119		306, 700					
		120		307, 000							120		307, 000					
		121		307, 400							121		307, 400					
		122		307, 600							122		307, 600					
		123		307, 900							123		307, 900					
		124		308, 200							124		308, 200					
		125		308, 500							125		308, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額	基準俸 給月額
			円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
			192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700			192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

附 則 <u>9～15</u> (略) 附 則 (令和4年条例第24号) 抄 第13条 (略) 2～6 (略) 7 朝来市職員の給与に関する条例第10条、第11条<u>及び第14条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 <u>(地域手当の経過措置)</u> <u>9 第15条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「100分の5」とあるのは「100分の0」とする。</u> <u>10～16</u> (略) 附 則 (令和4年条例第24号) 抄 第13条 (略) 2～6 (略) 7 朝来市職員の給与に関する条例第10条、第11条、<u>第14条、第15条及び第16条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
--	---

(朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年朝来市条例第218号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当<u>及び勤勉手当</u>とする。 (扶養手当)	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u>とする。 (扶養手当)

第5条 (略)

2 前項の「扶養親族」とは、次の各号に掲げるもので、他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1)～(4) (略)

(地域手当)

第5条の2 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第6条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。)

(2) (略)

(3) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの
(管理職員特別勤務手当)

第5条 (略)

2 前項の「扶養親族」とは、次の各号に掲げるもので、他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2)～(5) (略)

(地域手当)

第5条の2 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の5を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第6条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。)

(2) (略)

(3) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、その職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（会計年度任用企業職員の給与）

第19条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 （略）

第14条の2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、その職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（特定任期付職員業績手当）

第16条の2 特定任期付職員業績手当は、朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

（会計年度任用企業職員の給与）

第19条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与は、給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 （略）

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第20条 第5条の規定は、地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 (特定任期付職員についての適用除外等) 第20条の2 第4条第2項、第5条、第6条及び第14条第1項の規定は、<u>朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年朝来市条例第48号。次条において「任期付職員条例」という。)</u>第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「<u>特定任期付職員</u>」という。)には適用しない。 2 (略) 附 則	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第20条 第5条及び第6条の規定は、地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 (特定任期付職員についての適用除外等) 第20条の2 第4条第2項、第5条、第6条、<u>第14条第1項及び第16条</u>の規定は、<u>特定任期付職員</u>には適用しない。 2 (略) 附 則 <u>(地域手当の経過措置)</u> <u>3 第5条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「100分の5」とあるのは「100分の0」とする。</u>
--	--

(朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年朝来市条例第48号)の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 (略) 2～4 (略)	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 (略) 2～4 (略) <u>5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月</u>

5 第2項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第7条から第11条まで、第14条、<u>第16条及び第25条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2第1項、第26条、<u>第27条第2項及び第28条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 3 給与条例第14条、第16条及び第17条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 4 (略)	<u>額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 6 第2項の規定による号給の決定<u>及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第7条から第11条まで、第14条、<u>第15条、第16条、第25条及び第28条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2第1項、第26条<u>及び第27条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 3 給与条例第14条、<u>第15条</u>、第16条及び第17条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 4 (略)
---	--

(朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年朝来市条例第8号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
（会計年度任用職員の給与） 第3条 この条例において「給与」とは、第2号会計年度任用職員にあっては、給料、<u>地域手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、第1号会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 <u>（地域手当）</u> <u>第7条の2 給与条例第15条の2の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。</u> （勤務1時間当たりの給与額の算出） 第15条 給与条例第23条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「得た数（勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条例第3条に規定する短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）」とあるのは「得た数」と読み替えるものとする。	（会計年度任用職員の給与） 第3条 この条例において「給与」とは、第2号会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、第1号会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 （勤務1時間当たりの給与額の算出） 第15条 給与条例第23条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「<u>月額及びこれに対する地域手当の月額合計額</u>」とあるのは「月額」と、「得た数（勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条例第3条に規定する短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）」とあるのは「得た数」と読み替えるものとする。

(地域手当に相当する報酬)

第18条の2 第1号会計年度任用職員には、前条の規定による報酬の額に給与条例第15条の2に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を地域手当に相当する額として支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項及び第18条の2の規定により計算して得た額の合計額に12を乗じて得た額を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この号において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数を減じたもので除して得た額とする。

(2) 日額による報酬 第18条第2項及び第18条の2の規定により計算して得た額の合計額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項及び第18条の2の規定に

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この号において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数を減じたもので除して得た額とする。

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得

より計算して得た額の合計額	た額
---------------	----

(朝来市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 朝来市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（令和元年朝来市条例第16号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(派遣職員の給与) 第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類) 第7条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。	(派遣職員の給与) 第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当<u>及び期末手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類) 第7条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当<u>及び期末手当</u>を支給することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において朝来市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第15条の2の規定の適用については、同条中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

6 改正後給与条例第17条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（朝来市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

8 朝来市職員の育児休業等に関する条例（平成17年朝来市条例第57号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案			改 正 前		
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第29条の2	第10条、第11条、第14条及び第16条	第14条、第16条及び第17条の2	第29条の2	第10条、第11条、第14条、 <u>第15条</u> 及び第16条	第14条、 <u>第15条</u> 、第16条及び第17条の2
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 9 朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年朝来市条例第62号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案		改 正 前	
（期末手当） 第5条 （略） 2 議員の期末手当については、朝来市特別職の常勤職員の給与条例（平成17年朝来市条例第66号）第3条第3項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「特		（期末手当） 第5条 （略） 2 議員の期末手当については、朝来市特別職の常勤職員の給与条例（平成17年朝来市条例第66号）第3条第3項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「特	

別職の常勤職員が受けるべき給料の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬の月額」と、「当該給料の月額」とあるのは「当該議員報酬の月額」と読み替えるものとする。	別職の常勤職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬の月額」と、「当該合計額」とあるのは「当該議員報酬の月額」と読み替えるものとする。
--	--

(朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部改正)

10 朝来市特別職の常勤職員の給与条例（平成17年朝来市条例第66号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(給与) 第2条 特別職の常勤職員に支給する給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。 (給与の額及び支給方法) 第3条 (略) 2 通勤手当の額は、朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算定して得た額とする。 3・4 (略) 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の常勤職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の常勤職員が受けるべき給料の月額に、当該給料の月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。	(給与) 第2条 特別職の常勤職員に支給する給与は、給料、<u>地域手当</u>、通勤手当及び期末手当とする。 (給与の額及び支給方法) 第3条 (略) 2 <u>地域手当及び通勤手当</u>の額は、朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算定して得た額とする。 3・4 (略) 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の常勤職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の常勤職員が受けるべき給料<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に、当該合計額に100分の10を乗じて得た額を加算した額

6・7 (略)	とする。 6・7 (略)
---------	-----------------

附則別表（附則第 2 項関係） 号給の切替表
（行政職給料表の適用を受ける職員の新号給）

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1

18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24

41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	

64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		

87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				

110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 11 号資料

令和 6 年人事院勧告による国家公務員の給与改定（令和 7 年 4 月 1 日適用分） に準じた職員の給与制度の改正概要について

1 昇給

行政職給料表に定める 7 級の職員（55 歳以上の職員を除く）の昇給の号給数の標準を
3 号給から 4 号給に改める

2 扶養手当

扶養親族	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子（満 22 歳まで）	10,000 円	11,500 円	13,000 円
※15 歳以上は 5,000 円加算	15,000 円	16,500 円	18,000 円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

3 地域手当

0 % → 4 % （段階的に引上げ：令和 7 年度は 2 %）

● 支給対象（特別職は対象外）

- ・ 常勤職員
- ・ 会計年度任用職員（2 号会計年度任用職員 → 地域手当として支給）
（1 号会計年度任用職員 → 報酬水準に加味して支給）

4 通勤手当

支給月額の限度額を 55,000 円から 150,000 円に引き上げ

5 単身赴任手当

採用時において支給要件を満たした者に単身赴任手当を支給

6 管理職員特別勤務手当

平日の深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大

午前 0 時から午前 5 時 → 午後 10 時から午前 5 時

7 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の手当拡大

現在支給されていない住居手当を支給

8 特定任期付職員の賞与

特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編

9 給料表の改定

行政職給料表 3 級から 7 級について初号近辺の号給を削除し、各級の初号の額を引き
上げる改定（附則別表で定める切替表で対応）